

柏市柏の葉地域ふるさと協議会規約

(名称と主たる事務所)

第1条 本会は、柏市柏の葉地域ふるさと協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を柏の葉サービスコーナー内におく。

(目的)

第2条 協議会は、市民自治の精神に則り、地域における市民相互の交流と活動を通じて、地域の社会福祉の増進を図り、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 生涯学習、地域文化の振興に関すること。
- (2) 健康・スポーツ活動に関すること。
- (3) 生活環境の向上に関すること。
- (4) 防犯・防災・安全に関すること。
- (5) 地域住民のふれ合いの増進に関すること。
- (6) 地域福祉に関すること。
- (7) ボランティア活動の推進に関すること。
- (8) 各種地域団体の連絡調整に関すること。
- (9) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(対象地域及び会員)

第4条 協議会の地域は、柏市が定める柏の葉地域を対象範囲とし、その会員は、協議会加入の自治会、町会、管理組合(以下「町会等」という。)の会員、組合員(以下「会員等」という。)とする。

(機関の設置)

第5条 協議会には、委員、役員を置く。

(委員)

第6条 協議会には別表1に掲げる委員を置く。

2 別表1に記載の団体又は個人を追加、削除するには、総会の承認を要する。

(委員の選任及び解任、任期)

第7条 委員の選任及び解任は、総会において行う。

但し、委員が任期中に後任を推薦し辞任する場合には、理事会の承認により当該推薦者を委員に選任することができる。

- 2 委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 4 任期満了により退任した委員は、あらたに後任の委員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(総会)

第8条 総会は、全ての委員をもって構成する。

(総会の権限)

第9条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び委員の選任又は解任
- (2) 協議会規約の変更
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (5) 細則の改廃に関すること。
- (6) 理事会において総会に付議した事項

(総会の開催)

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とし、次のとおり開催する。

- 2 定期総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、会長が認めたとき、または3分の1以上の委員から書面により会議に付議すべき事案を示して総会開催の申請があったとき開催する。

(総会の議長並びに決議)

第11条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、出席した委員の中から互選された者がこれに当たる。
- 3 議事は、会議を構成する者の過半数の者が出席し、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第12条 止むを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第11条3項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(役員)

第13条 協議会に次の役員をおく。

理事18名以内、 監事2名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以上を副会長とする。
- 3 会長、副会長、監事は会員でなければならない。

(役員を選任)

第14条 役員は総会にて委員の中より選出する。

但し、役員が任期中に後任を推薦し辞任する場合には、理事会の承認により当該推薦者を役員に選任することができる。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により選定する。

(相談役)

第15条 会長は、過半数の理事の同意を得て相談役をおくことができる。

(役員職務・権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、会務を統轄し、協議会を代表する。

- 3 会長は、理事の中から、第24条第1項各号の本部を担当する本部長を選任する。ただし、総務企画本部長は副会長より選定する。

本部長は、担当専門部の調整を行う。

- 4 第24条第1項第1号の総務企画本部を担当する副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行し、本部間の調整を行う。

- 5 監事は、協議会の会計監査を行う。この職務を行うため必要があるときは本規約に規定する会議に出席する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

- 3 任期満了により退任した役員は、あらたに後任の役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

- 4 第1項の規定に係わらず会長の任期は連続5年を超えることはできない。

(役員解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、議決に加わることのできる委員総数の3分の2以上をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(理事会の構成)

第19条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第20条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、本部長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定

(理事会の種類及び開催)

第21条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

ただし、特段の事情のない限り3か月に1度は開催しなければならない。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした役員は理事会を招集することができる。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の議長及び決議)

第22条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 議事は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条3項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(本部の設置)

第24条 協議会に次の本部をおき、本部長1名をおくものとする。

- (1) 総務企画本部
- (2) 活動推進本部
- (3) 地区社協本部

2 各本部長は、理事会において理事の中より選定される。

3 前項第3号の地区社協本部は、地域福祉を推進するために社会福祉法人柏市社会福祉協議会(以下「柏市社協」という。)が設置した団体とし、他の保健福祉事業者等に対してはその名称を柏市柏の葉地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)と称する。

4 前項の地区社協の規約については、別に定める。

(専門部等の設置)

第25条 第24条第1項第1号の総務企画本部に次の専門部をおく。

- (1) 総務部
- (2) 企画部

2 第24条第1項第2号の活動推進本部に次の専門部をおく。

- (1) 防犯防災部
- (2) 文化部

3 第24条第1項第3号の地区社協本部に次の専門部をおく。

- (1) 児童・福祉部

4 前3項の各専門部に部長1名おくものとする。ただし、必要があるときは、2名以上の副部長をおくことができる。

5 専門部の部長及び副部長は、委員の中より本部長が推薦し、理事会で承認するものとする。

6 各専門部の業務分掌は、別に定める細則による。

(会議の種類等)

第26条 協議会の会議は、総会、理事会の他、事務局会議、本部会及び専門部会とする。

2 事務局会議は、会長、副会長、総務部長、会計及び書記が出席し、会長が必要と認めるとき開催する。ただし、会長は、付議する議案に応じ、会議構成

- 員以外の者を出席させることができる。
- 3 本部会は、本部長が必要と認めたとき開催する。
 - 4 専門部会は、当該担当専門部の本部長または部長が必要と認めたとき開催する。

(会議の議長、審議事項、並びに議事録)

第27条 前条第1項に定める会議の議長は、事務局会議は会長、本部会は本部長、専門部会は当該担当専門部の部長が務めるものとする。

- 2 前条第1項に定める会議における審議事項は各会議の細則に定める。
- 3 前条第1項に定める会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 総会又は理事会においては委員又は理事、監事の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 総会においては議事録署名人の選任に関する事項
- 4 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(規約の改廃)

第28条 この規約の改廃は、総会の決議を必要とする。

(会計)

第29条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

- 2 協議会の経費は、町会等の分担金、市補助金、柏市社会福祉協議会助成金その他の収入によってまかなう。
- 3 町会等の分担金については、別に定める細則による。

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、2020年10月1日から施行する。
- 2 第7条及び第14条の但し書は2021年6月12日に追加、施行する。

協議会委員構成メンバー選出団体及び人数

以下に掲げる団体より選出又は推薦されたものとし、その人数は、(2)～(7)においては原則2名以上とし内1名は当該町会等の役員とする。

- (1) 柏の葉地域ふるさと協議会
- (2) 柏の葉一丁目自治会
- (3) 柏の葉二丁目町会
- (4) 柏の葉三丁目町会
- (5) 柏の葉キャンパス一番街町会
- (6) 柏の葉キャンパス二番街町会
- (7) 柏の葉キャンパスゲートタワー東棟管理組合
- (8) 柏の葉キャンパスサウスフロント管理組合
- (9) 民生委員・児童委員
- (10) 主任児童委員
- (11) 柏市民健康づくり推進員
- (12) 柏市立柏の葉小中学校区学校運営協議会委員
- (13) 十余二小学校教職員及びPTA
- (14) 柏の葉キャンパス駅前まちづくり協議会